

令和8年度 久留米市地域公共交通計画 (地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

令和7年6月 日

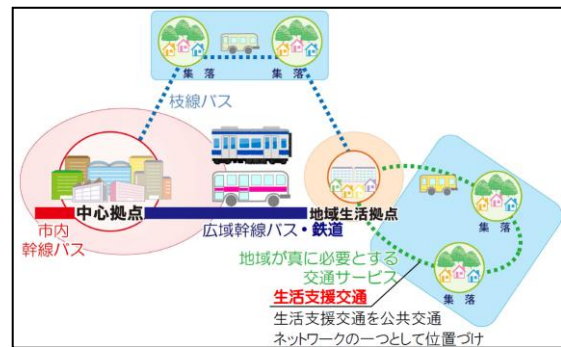
(名称) 久留米市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1) 目的

本市では、平成25年2月に「久留米市都市交通マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定し、中心拠点と地域生活拠点が公共交通ネットワークにより有機的に連携したまちづくりを目指しています。

生活支援交通（よりみちバス〔迂回型コミュニティバス〕：地域内フィーダー系統に該当）の運行は、路線バス等の利用が不便な地域生活拠点周辺に居住する移動制約者（自転車を自由に運転できない高齢者等）の日常生活の移動手段を確保するとともに、本市の目指す公共交通ネットワークの末端交通を担うことを目的としています。



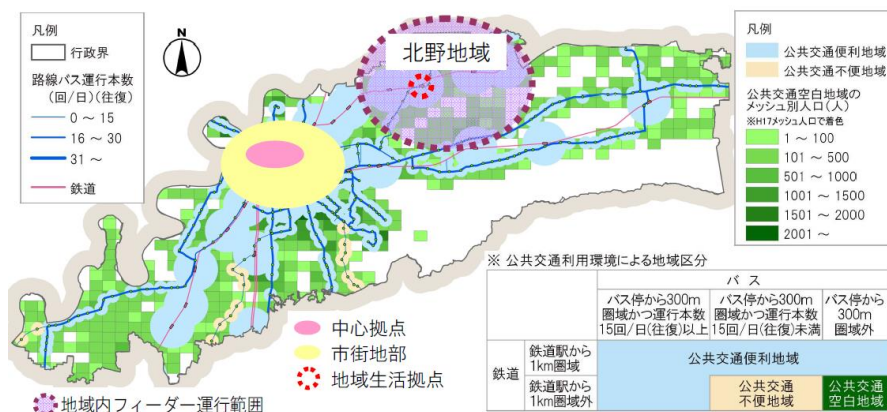
【本市の目指す公共交通ネットワーク】

2) 必要性（久留米市北野地域）

地域内の公共交通は西日本鉄道(株)の運行する西鉄甘木線及び西鉄バス久留米(株)の運行する北野線が通っており、地域内の4校区のうち公共交通の無い校区は存在しません。しかしながら、2校区（大城、金島）については、鉄道駅、バス停から1 km以上離れた場所にも集落が点在しており、特に大城校区の一部（北野町大城）については筑後川の川向に位置していることもあり、公共交通の空白地帯となっています。

また、北野地域の高齢化率は32.7%（R7.5現在）と久留米市の高齢化率（28.2%）よりも高くなっていることから、高齢者等の移動制約者の移動手段を確保することが重要な課題となっています。

このため、市では、地域住民と設置した検討会の中で、停留所位置や運行ルート、ダイヤを検討し、平成27年12月18日より「北野地域よりみちバス（コスモス号）」の運行を開始しており、地域からも継続的な運行が求められています。



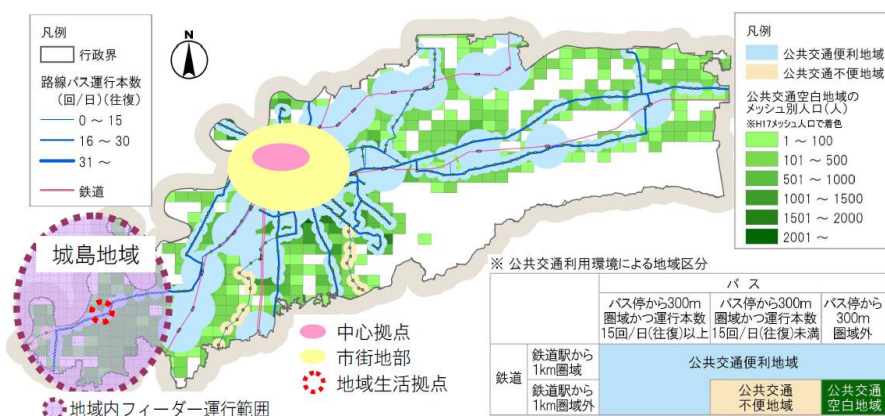
【よりみちバス導入地域位置図】

3) 必要性（久留米市城島地域）

久留米市城島地域の公共交通は、西鉄バス久留米㈱の運行する路線バス大善寺線1路線であり、JR久留米～大善寺～城島新町～大川橋間を概ね1時間に1本の間隔で運行しています。

大善寺線は5校区のうち2校区を通過しており、残り3校区については公共交通の無い公共交通の空白地帯となっていること、城島地域の高齢化率は36.8%（R7.5月現在）と久留米市の高齢化率（28.2%）よりも高くなっていることから、高齢者等の移動制約者の移動手段を確保することが重要な課題となっています。

このため、市では、地域住民と設置した検討会の中で、停留所位置や運行ルート、ダイヤを検討し、平成28年3月1日より「城島地域よりみちバス（インガット号）」の運行を開始しており、地域からも継続的な運行が求められています。



【よりみちバス導入地域位置図】

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

① 令和8年度の目標

「目標1-1：北野地域：1日あたりの年間平均利用者数 55人超」

「目標1-2：城島地域：1日あたりの年間平均利用者数 30人超」

「目標2-1：北野地域：公共交通機関の現状に対する北野地域の満足度 43.5%超」

「目標2-2：城島地域：公共交通機関の現状に対する城島地域の満足度 29.0%超」

※満足度は「満足」・「やや満足」と回答した人の割合

② 令和9年度の目標 ③ 令和10年度の目標

・目標1は、令和8年度に目標に達しない場合、引き続き同指標を目標とする。

・目標2-1は、令和9年度の目標を「44.3%超」、令和10年度の目標を「45.1%超」とする。

・目標2-2は、令和9年度の目標を「29.8%超」、令和10年度の目標を「30.6%超」とする。

<目標値設置の考え方>

運行する各便の利用者数は、時間帯によって差は生じるものの、1日の総利用者数から1便あたりの平均利用者数を割り出した際に、全ての便で乗り合った状態になることが望ましく、地域と連携して利用者増に向けた取り組みを行います。ただし、北野地域においては全ての便で乗り合った状態まで利用者数が増えているため、目標値は直近の増加数を考慮した数値目標とします。

また、路線バスと「よりみちバス」により地域の移動手段を確保し、公共交通があることの安心感を地域に与えることで、公共交通機関に対する満足度をあげていきたいと考えています。

利用促進の取り組みは、地域公共交通会議、及び運行地域で設立した検討会との協働により実施します。

＜目標値の直近の実績値＞

目標１－１：北野地域：５１．５人/日（Ｒ６．４月～Ｒ７．３月の実績）

目標１－２：城島地域：２３．０人/日（Ｒ６．４月～Ｒ７．３月の実績）

目標２－１：北野地域：公共交通機関の現状に対する北野地域の満足度
３９．５％（Ｒ６市民意識調査）

目標２－２：城島地域：公共交通機関の現状に対する城島地域の満足度
２５．９％（Ｒ６市民意識調査）

（２）事業の効果

「事業効果１ 公共交通ネットワークの確保」

本市の目指す中心拠点と地域生活拠点が公共交通ネットワークにより有機的に連携したまちづくりのなかで、よりみちバスの運行は、市周辺部の公共交通利用の不便な地域の移動手段を確保するだけでなく、幹線路線へつなぐことで乗り継ぎが促進され、市域を公共交通で移動できる環境の構築に貢献します。

「事業効果２ 移動制約者の日々の移動手段を確保することで、地域に安心感を与える」

よりみちバスの運行により、幹線バス等の公共交通利用の不便な地域において、高齢者などの自動車を運転できない移動制約者の買物や通院などの日常の移動手段を確保することができます。また、公共交通機関があることにより、自動車を運転できなくなっても公共交通があるという安心感を地域に与えます。

「事業効果３ 外出機会の創出と地域コミュニティの活性化」

よりみちバスの運行により移動制約者の外出機会が増加するとともに、車内や停留所、待合施設で住民間の交流が生まれ、地域コミュニティが活性化します。

３． ２． の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

１）目標を達成するために行う事業

- １日乗車券の「よりみちバス」「路線バス」相互利用の継続実施（実施主体①）
- バス停別、目的地別のマイ時刻表の作成、ＰＲ活動等の継続実施（実施主体②）
- 地域施設と連携した利用促進の取り組みの実施（実施主体②）
- 利便性向上のための運行ルート、ダイヤ改正検討（実施主体②）

２）事業の実施主体

- ① 「よりみちバス」及び路線バス運行事業者
- ② 久留米市地域公共交通会議及び城島地域・北野地域生活交通検討会

４． 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表１」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 久留米市 運行経費から運行収入を差引いた額を委託費として久留米市から運行事業者に支払います。国庫補助金は久留米市地域公共交通会議が受領し、久留米市に戻入します。 北野地域の系統は一部大刀洗町を、城島地域の系統は一部みやき町を運行しているが、当該自治体は補助系統に係る費用負担を行っていないため、それぞれの公共交通計画では補助系統に位置づけていない。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ○ OD 把握の実施 ・利用者が乗車する際に運転手に降車停留所を知らせ、運転手が乗降場所をチェックする方式により、利用者全数の OD を把握します。 ○ 地域検討会を通じてのヒアリングを実施 ・よりみちバスの利用促進、継続的な見直しを行うために運行地域に設置した生活交通検討会を通じて、地域住民からの意見を集約します。 ○ 市民意識調査（郵送アンケート）を実施 ・全市民を対象に無作為抽出により公共交通機関の満足度などに関するアンケート調査を実施します。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
○ 令和7年6月25日（令和7年度 第1回久留米市地域公共交通会議） ・北野地域、城島地域の計画について構成員からの合意を得ました。

予定として記載

19. 利用者等の意見の反映状況

- 平成25年度に久留米市城島地域で実施した生活支援交通（城島地域デマンド乗合タクシー試験運行）において、登録者約500名（主な登録者は高齢者で城島地域の高齢者の約1割が登録）に対し、利用目的や日常の移動需要についてヒアリングを行いました。
- 平成25年度久留米市買物支援調査業務において、買物やお出かけに関する市民アンケート、ヒアリング、商業者アンケート及び介護福祉事業関係団体ヒアリングを行い、移動需要（特に買物に関するもの）の把握を行いました。
- 平成26年度に「よりみちバス」の導入・運営について検討する生活交通検討会を開催。検討会は民生委員や利用者の代表等、利用者意見を反映できるメンバー構成とするともに、地域（全世帯）に対するアンケート調査を実施し、詳細な移動需要等の把握を行いました。
 - 生活交通検討会は、「よりみちバス」運行開始後も適宜開催し、利用状況や利用者、地域意見等を基に事業計画の見直しを行うことにしており、平成27年度の運行開始以来、定期的な運行ルート・ダイヤの改正を行ってきました。直近では、北野地域は令和7年4月、城島地域は令和5年10月に運行ルート、ダイヤの改正を行いました。
- 運行ルート・ダイヤ改正後も、両地域で生活交通検討会を年2～3回程度開催し、利用者意見を把握するとともに、課題等の解消を図るための事業計画の変更に関する協議を実施しています。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡県久留米市城南町15-3

（所 属）久留米市 都市建設部 交通政策課

（氏 名）

（電 話）0942-30-9328

（e-mail）traffic@city.kurume.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）	
			起点	経由地	終 点						基準ハで 該当する 要件（別 表7・9）	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保
久留米市 大刀洗町	安全タクシー(株)	(1) Aコープ～ますかげ～A コープ	Aコープ大刀洗店	大城ます かげセン ター	Aコープ大刀洗店	循環 15.6km .km	141日	141.0回			路線定期	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて接 続
	安全タクシー(株)	(2) Aコープ～ますかげ～ド ラコス	Aコープ大刀洗店	大城ます かげセン ター	ドラッグコスモス北野 店	往 復 13.7km 13.7km	141日	282.0回			路線定期	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて接 続
	安全タクシー(株)	(3) Aコープ～金島～善導 寺	Aコープ大刀洗店	金島駅前	プラザ善導寺	往 復 14.8km 14.8km	141日	141.0回			路線定期	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて接 続
	安全タクシー(株)	(4) 善導寺循環(いこい通 過)	プラザ善導寺	大城駅	プラザ善導寺	循環 14.8km .km	141日	141.0回			路線定期	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接続
	安全タクシー(株)	(5) 善導寺循環(小回りあ り)	プラザ善導寺	赤司西	プラザ善導寺	循環 19.2km .km	141日	141.0回			路線定期	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接続
	安全タクシー(株)	(6) 善導寺循環	プラザ善導寺	赤司1区 公民館	プラザ善導寺	循環 15.2km .km	141日	282.0回			路線定期	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接続
	安全タクシー(株)	(7) 善導寺～Aコープ	プラザ善導寺	赤司西	Aコープ大刀洗店	往 復 11.8km 11.8km	141日	141.0回			路線定期	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接続
	安全タクシー(株)	(8) 善導寺～赤司～ドラコ ス	プラザ善導寺	赤司西	ドラッグコスモス北野 店	往 復 14.km 14.km	141日	141.0回			路線定期	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接続
	安全タクシー(株)	(9) 北野循環(高良通過)	古賀茶屋駅	コスモすま いる北野	古賀茶屋駅	循環 18.3km .km	149日	149.0回			路線定期	西鉄の古賀茶屋駅と古賀 茶屋駅停留 所にて接続
	安全タクシー(株)	(10) 北野循環【主系統】	古賀茶屋駅	ドラッグコ スモス北 野店	古賀茶屋駅	循環 21.km .km	149日	596.0回			路線定期	西鉄の古賀茶屋駅と古賀 茶屋駅停留 所にて接続

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7及び別表9）	
			起点	経由地	終点						基準ハデ 該当する 要件（別 表7・9）	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保
久留米市 大刀洗町	安全タクシー(株)	(11) 北野線(慧華経由、すま いる終点)	古賀茶屋駅	慧華の湯	コスモすまいる北野	往 15.1km 復 15.1km	149日	74.5回			路線定期	西鉄の古賀茶屋駅と古賀茶屋駅停留 所にて接続
	安全タクシー(株)	(12) 弓削線(上り)学習セン ター【主系統】	古賀茶屋駅	ドラッグコ スモス北 野店	北野生涯学習セン ター	往 9.6km 復 9.6km	149日	819.5回			路線定期	西鉄の古賀茶屋駅と古賀茶屋駅停留 所にて接続
久留米市 みやき町	(有)くまタクシー	(13) 西青木～犬塚【主系統】	西青木天満宮	城島総合 支所	犬塚駅	往 15.1km 復 15.1km	147日	220.5回			路線定期	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続
	共同運行((有)丸金タク シー、(有)くまタクシー)	(14) 犬塚～富田	犬塚駅	城島総合 支所	富田病院	往 12.4km 復 12.4km	147日	147.0回			路線定期	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続
	(有)丸金タクシー	(15) 西ノ島～ゆうゆう(上り)【主系統】	西ノ島	城島総合 支所	ゆうゆう	往 17.9km 復 17.9km	147日	220.5回			路線定期	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続
	(有)丸金タクシー	(16) 西青木～萬年(上り) 【主系統】	西ノ島	城島総合 支所	萬年内科	往 14.3km 復 14.3km	147日	147.0回			路線定期	地域間幹線系統である西鉄の大善寺 線と櫛津停留所にて接続
	(有)くまタクシー	(17) 西青木～萬年(下り) 【主系統】	萬年内科	城島総合 支所	西青木天満宮	往 12.2km 復 12.2km	147日	147.0回			路線定期	地域間幹線系統である西鉄の大善寺 線と櫛津停留所にて接続
	共同運行((有)丸金タク シー、(有)くまタクシー)	(18) 西ノ島～西青木～ゆう ゆう(下り)【主系統】	ゆうゆう	西青木天 満宮	西ノ島	往 21.4km 復 21.4km	147日	294.0回			路線定期	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続
	(有)丸金タクシー	(19) 江見～アスタラ	江見(郵便局前)	中小路住 宅	アスタラビスタ城島店	往 7.1km 復 7.1km	141日	70.5回			路線定期	地域間幹線系統である西鉄の大善寺 線と櫛津停留所にて接続
	(有)丸金タクシー	(20) 城島新町～江見	城島新町	中小路住 宅	江見(郵便局前)	往 6.1km 復 6.1km	141日	70.5回			路線定期	地域間幹線系統である西鉄の江見線と 江見停留所にて接続

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便増進特 例措置	運送継続特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保
久留米市 みやき町	共同運行((有)丸金タク シー、(有)くまタクシー)	(21) 三根～ゆうゆう(上り) 【主系統】	アスタラビスタ三根 店	筒江東	ゆうゆう	往 24.km 復 23.7km	141日	282.0回			路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続
	共同運行((有)丸金タク シー、(有)くまタクシー)	(22) 三根～ゆうゆう快速(上 り)【主系統】	アスタラビスタ三根 店	千代島	ゆうゆう	往 19.9km 復 19.9km	141日	211.5回			路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続
	共同運行((有)丸金タク シー、(有)くまタクシー)	(23) 支所～ゆうゆう(下り) 【主系統】	ゆうゆう	筒江東	城島総合支所	往 16.7km 復 17.km	141日	352.5回			路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続
	共同運行((有)丸金タク シー、(有)くまタクシー)	(24) 三根～アスタラ(下り) 【主系統】	アスタラビスタ城島 店	中小路住 宅	アスタラビスタ三根店	往 7.9km 復 7.9km	141日	211.5回			路線定期	②(2)	地域間幹線系統である西鉄の大善寺 線と櫛津停留所にて接続
						.km							
						.km							
						.km							
						.km							
						.km							

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	久留米市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	16,014

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
9,115	北野地域	局長指定
6,899	城島地域	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
久留米市地域公共交通網形成計画	令和2年8月1日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）